

## 地区別のブロック協議会設置規則

全日本自動車部品卸商協同組合

### (目 的)

**第1条** この規則は、総代選挙規約に定める地区内の組合員の総意により、地区別ブロック協議会を設ける場合の必要な事項を定め、ブロック協議会の運営を円滑にすることを目的とする。

### (名称及び地区)

**第2条** ブロック協議会の地区は、別表に定める地区とする。

2 ブロック協議会の名称は、「全日本自動車部品卸商協同組合又は全部協〇〇ブロック協議会」とする。

### (業 務)

**第3条** ブロック協議会が行う業務は、以下に掲げる業務等から選択して実施ものとする。

- (1) 組合員間の情報及び意見の交換
- (2) 組合事業に関わる教育及び各種研修の実施による経営改善及び知識普及の促進
- (3) 当該ブロック協議会地区内の組合員の意見のとりまとめ及び組合本部に対してその意見を具申又は提言すること
- (4) 組合の事業の啓蒙推進及びその連絡及び調整を行うこと
- (5) 当該県支部内の組合員の取引条件改善を図るために、組合本部と協力して取引先企業との団体交渉を行うこと
- (6) 当該県支部内の組合員の親睦と協調を図るための催事の実施
- (7) 当該県支部内の組合員が負担する賦課金等を組合本部の委託を受けて徴収し、組合本部に一括して払い込む業務
- (8) その他前各号に付帯する業務

### (ブロック協議会の設置要件及び構成等)

**第4条** ブロック協議会の設置は、その地区に属する組合員全員を構成員とするものであって、別紙により理事会の承認を得た場合に設置することができる。

2 ブロック協議会を構成する組合員は、原則として、その地区内に所在する本社事務所をもって所属の組合員とする。

ただし、本社事務所以外の営業所又は支店等(以下「営業所」という。)が所在する地区においてブロック協議会が設置される場合には、当該営業所が所在するブロック協議会の構成組合員となることができるものとし、その場合の組合員は当該営業所名、住所及び電話番号等をブロック協議会名簿に登録するものとする。

**(ブロック長及び副ブロック長の職務等)**

**第5条** ブロック協議会の運営責任者として、ブロック長を置く。

- 2 ブロック長は、別途役員選任規約に従い当該ブロックから選任される理事のうち1人を充てるものとする。
- 3 ブロック長は、ブロック協議会運営のため必要と認めたときは、ブロック内の組合員の中から副ブロック長を指名し置くことができるものとする。
- 4 ブロック長は、前項のほか必要に応じて、ブロック協議会運営のため、幹事又は書記を置くことができる。
- 5 ブロック長は、第3条に掲げた事業推進の徹底を図るとともに、ブロック内の組合員の親睦や協調を念頭に置かなければならない。また、ブロック内の会務を総理する。
- 6 ブロック長は、特に理事会とブロック内組合員との間の相互の情報伝達において、常に正確かつ迅速な情報交換を心掛けなければならない。また、その伝達業務において、恣意的な情報操作や個人的な感情の挿入は厳に慎まなければならない。
- 7 ブロック長は、第3項及び4項に挙げた各担当者の罷免権を有する。また、その各担当者の任期はブロック長在任中とし、ブロック長が任を解かれたとき自動的に各担当者の任期も終了する。
- 8 副ブロック長は、ブロック長を補佐し、ブロック長に事故があるときは、ブロック長の職務を代行する。

**(会 計)**

**第6条** ブロック協議会の運営会費は、ブロック内の組合員の承認を得て、ブロック協議会において独自に徴収するものとする。

ただし、本組合から運営費の助成金があった場合には、ブロック長はブロック協議会の運営費（会場借料、通信・運搬費及び資料作成費に限る。以下同じ。）に充てることができる。

- 2 前項ただし書きの運営助成金を使用したときは、事業年度終了時に、ブロック長は、ブロック協議会の会計報告をまとめ、事務局を經由して理事会に報告しなければならない。
- 3 ブロック協議会の連絡会議に参加する出席組合員の交通費は、参加出席組合員の自己負担とする。

**(その他)**

**第7条** この規約に定めのない事項であつて緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

**附 則**

この規約は、平成25年8月8日より施行する。

(別 表 )

(ブロック協議会規則第 2 条に規定する地区)

ブ ロ ッ ク 協 議 会 地 区
① 北海道ブロック地区【 北海道 】(組合員数 19 名)
② 東北ブロック地区【 青森県、岩手県、秋田県、宮城県、 山形県、福島県 】 (組合員数 45 名)
③ 関東・甲信越ブロック地区【 栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県 】 (組合員数 97 名)
④ 東海・北陸ブロック地区【 静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石 川県、福井県 】 (組合員数 60 名)
⑤ 近畿ブロック地区【 滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県 】 (組合員数 69 名)
⑥ 中国ブロック地区【 岡山県、広島県、鳥取県、島根県、 山口県 】 (組合員数 17 名)
⑦ 四国ブロック地区【 香川県、徳島県、愛媛県、高知県 】 (組合員数 11 名)
⑧ 九州・沖縄ブロック地区【 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮 崎県、鹿児島県、沖縄県 】 (組合員数 128 名)
以上 8 ブロック地域とする。 (組合員数合計 446 名)

[地区別のブロック協議会設置規則]

(別 紙—1)

令和 年 月 日

全日本自動車部品卸商協同組合  
理事長 森川 等 殿

\_\_\_\_\_ブロック協議会設立  
代表  
企業名：\_\_\_\_\_  
代表者：\_\_\_\_\_

### ブロック協議会の設置承認申請書

このたび、下記の組合員を構成員とした\_\_\_\_\_ブロックを地区とするブロック協議会を設置したいので、ブロック協議会規則第4条第1項に基づき承認方  
お願いします。

### 記

1. 地区内の構成員たる組合員数： 名
2. 構成員たる組合員名簿：別紙として名簿を添付すること。
3. ブロック協議会の設立決定の組合員参加の議決書又は議事録を添付すること。

以上

[地区別のブロック協議会設置規則]

(別 紙 様 式)

\_\_\_\_\_ブロック協議会設立に関する同意書

全日本自動車部品卸商協同組合  
理事長 森川 等 殿

当\_\_\_\_\_地区において、全日本自動車部品卸商協同組合の\_\_\_\_\_ブロック協議会を設立することについて、同意した組合員は、組合員数\_\_\_\_\_名のうち別添名簿のとおり過半数以上であることを証明します。

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_ブロック協議会設立発起人代表者

会社名： \_\_\_\_\_

住 所： \_\_\_\_\_

代表者氏名： \_\_\_\_\_ 印

(別 紙—2)

令和 年 月 日

全日本自動車部品卸商協同組合  
理事長 森川 等 殿

\_\_\_\_\_ブロック協議会代表

企業名：\_\_\_\_\_

代表者：\_\_\_\_\_

印

### ブ ロ ッ ク 協 議 会 代 表 者 変 更 届 け

このたび、\_\_\_\_\_ブロック協議会代表者を変更したので届け出致します。

#### 記

1. 代表者氏名：(新)\_\_\_\_\_

会社名：\_\_\_\_\_

住 所：\_\_\_\_\_

(旧)\_\_\_\_\_

会社名：\_\_\_\_\_

住 所：\_\_\_\_\_

2. 年月日 (変更年月日)：令和 年 月 日より

以上